

添付法令資料 1 :

ロシア連邦法令ニュースレター ～市民に係る裁判外破産手続の新設～

個人事業者を含む市民に係る裁判外破産手続を新設する改正破産法が、2020年9月1日に施行される。以下に同手続の概要を紹介する。

新設される裁判外破産手続は、債務額の少ない市民のみが利用できる。これに伴い、同手続は、裁判所や管財人の参加がない簡略化された手続により行われ、他方において、資産の検索、取引に対する異議申立等の権利が債権者に付与される。

1 裁判外破産の要件

裁判外破産は、次の要件が満たされる場合に開始することができる。

- 市民の債務元本総額（債務の不履行又は不適切な履行に対する財産的及び（又は）経済的な制裁（違約金、支払遅延に対する利息等）を含まない）が、5万ルーブル以上50万ルーブル以下であること。
- 破産申立日において、債務者につき（a）財産の欠如により強制執行手続が終了していること、及び（b）その他の強制執行手続が開始されていないこと。

2 裁判外破産手続

裁判外破産申立ては、市民が、当該市民の居住地（滞在地）の国家・地方自治体サービスの提供に係る多機能センター（以下「多機能センター」という）に、把握されている全ての債権者の一覧表を添付して、提出する。

多機能センターは、1業務日以内に、要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしている場合には、3業務日以内に申立てに関する情報を統一連邦破産情報登録簿に登録する。要件を満たしていない場合には、多機能センターは、3業務日以内に理由を示して申立書等を返却する。この場合、債務者は、裁判所に当該拒絶に対する異議を申し立て、又は1か月後に再度、裁判外破産を申し立てることができる。

多機能センターは、執行官事務所、居住地の地方裁判所、税務署及び債務者が口座（預金）契約を有する金融組織に対し、統一連邦破産情報登録簿への市民の裁判外破産手続の開始に関する情報の登録に関する通知書の写しを送付する。

3 裁判外破産の効果

統一連邦破産情報登録簿に市民の裁判外破産手続の開始に関する情報が登録された日から、次の効果が発生する。

- 既存の債務の履行期限は、到来したと見なされる。

- 債務に対する経済的制裁及び利息の発生は、停止する。
- 債権回収者による銀行その他の金融組織への執行文書の送付に関する規定は適用されず、すべての執行文書は執行官事務所にもみ送られることとなる。
- 債務者個人と密接に関連している請求及び裁判外破産申立書に明記されていない債権者の請求を除いて、財産に対する強制執行手続は一時停止される。
- 一時停止された強制執行手続により債務者の財産に対してなされた差押えは、解除される。
- 財産登録を行う国家機関は、債権者の照会に対する保有情報の提供を開始する。
- 市民は、ローン又はクレジットを受けること、保証を提供すること、及びその他の担保取引を行うことができなくなる。

4 債権者の権利

債務者によって多機能センターに対し当該者についての情報の通知がなされた債権者は、その債務者の財産を検索するための十分に幅広い権限を取得する。債務者に帰属する財産又は財産権であって、国家登記又はその他の登録の対象であるものを発見するため、債権者は、債務者である市民の財産の存在について国家機関に照会できる。

さらに、債権者は、市民に係る破産手続を裁判手続に移行させることができる。例えば、債務者の財産の発見（取引に対する異議申立ての結果又は国家機関からの回答の受領によるものを含む）は、裁判外破産手続を終了させ、債権者の申立てによって当該市民に係る一般的な破産手続（その枠組みにおいて財産が強制執行の対象となる）が開始される事由となる。

5 手続の終了

裁判外破産手続は、統一連邦破産情報登録簿への情報の登録の時から 6 か月間継続する。

裁判外破産手続中に、当該市民の財産状況が大幅に改善する場合には、その者は、5 業務日以内にその事実を多機能センターに通知しなければならない。また、裁判外破産手続は、終了する。債権者は、市民がこの義務を遵守しない場合には、当該市民の破産宣告を裁判所に申し立てることができる。

手続が終了する際に、

- 市民は、破産申立書に記載され、かつ、統一連邦破産情報登録簿に登録された債務を免除される。
- 当該債権者に対する債務は、回収不能と認定される。

裁判外破産手続によって破産認定を受けた債務者は、10 年経過後に限り、再度、裁判外破産手続を利用することができる。

また、破産法第 213.30 条に定められた、破産手続の終了による一般的な効果、及び、債務者が企業活動を行い、法人の運営機関に参加すること等に対する能力制限が、適用される。

債務の免除は、債務者によって隠された債務及び法律によって指定された次の請求には適用されない。

- 生命及び健康上の損害並びに精神的損害の賠償に関するもの
- 給与及び退職金の支払に関するもの
- 養育費に関するもの
- 債務者個人と密接に関連するその他の債務
- 現在の債務、すなわち、裁判外破産手続中に発生した債務
- 市民が故意又は重大な過失によって他人の財産にもたらした損害により生じた債務

さらに、次の場合における職業活動の過程で発生した債務は、免除の対象とならない。

- 市民が、当該市民が役職に就いていた法人に、故意又は重大な過失によって損害を生じさせた場合
- 破産法に規定された事由により市民の取引が無効であると認定された場合、又は破産した法人の債務につき市民が補充責任を負う場合
- 市民が管財人として、故意又は重大な過失によって損害を生じさせた場合

以上

ジュロフ・ロマン

ロシア連邦弁護士